

(第一類 第九号)

第三十九回国会
衆議院

商工委員會議録 第一号

(二八)

本国会召集日昭和三十六年九月二十五日(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 中川 俊思君
理事 内田 常雄君 理事 小川 平二君
理事 岡本 茂君 理事 中村 幸八君
理事 長谷川 四郎君 理事 板川 正吾君
理事 田中 武夫君 理事 松平 忠久君
遠藤 三郎君 小澤 辰男君
海部 俊樹君 神田 博君
佐々木 秀也君 齊藤 憲三君
始關 伊平君 首藤 新八君
砂原 格君 田中 榮一君
中垣 國男君 野田 武夫君
濱田 正信君 林 博君
原田 憲君 村上 勇君
森山 欽司君 早稲田 柳右エ門君
岡田 利春君 加藤 清二君
小林 ちづ君 多賀谷 真稔君
中島 英夫君 中村 重光君
西村 力弥君 山口 シヅエ君
渡辺 惣蔵君 伊藤 卯四郎君
大矢 省三君

九月二十七日

委員長中川俊思君辞任につきその補欠として早稲田柳右エ門君が議院において委員長に選任された。

昭和三十六年十月三日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 早稲田柳右エ門君
理事 内田 常雄君 理事 岡本 茂君
理事 中村 幸八君 理事 長谷川 四郎君
理事 板川 正吾君 理事 田中 武夫君

第一類第九号

商工委員會議録第一号 昭和三十六年十月三日

九月二十七日

委員砂原格君、渡海元三郎君、濱田正信君、及び森山欽司君辞任につきその補欠として南好雄君、白濱仁吉君、菅野和太郎君、及び山手満男君が議長の名で委員に選任された。

九月二十八日

理事 松平 忠久君

浦野 幸男君

菅野和太郎君

佐々木 秀也君

始關 伊平君

首藤 新八君

中川 俊思君

林 博君

山手 満男君

小林 ちづ君

中村 重光君

山口 シヅエ君

出席國務大臣

通商産業大臣

國務大臣

出席府委員

經濟企画政務次官

通商産業政務次官

通商産業政務次官

通商産業政務次官

(大臣官房長)

通商産業事務官

(通商局長)

通商産業事務官

(重工業局長)

通商産業事務官

(公益事業局長)

委員外の出席者

専門員

越田 清七君

齋藤 三郎君

神田 博君

齋藤 憲三君

白濱 仁吉君

田中 龍夫君

野田 武夫君

村上 勇君

加藤 清二君

多賀谷 真稔君

委員小川平二君辞任につきその補欠として浦野幸男君が議長の名で委員に選任された。

十月二日

委員中垣國男君辞任につき、その補欠として赤澤正道君が議長の名で委員に選任された。

九月二十五日

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

低開地地域工業開発促進法案(内閣提出第六号)

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十七号)

輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十八号)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出第三〇号)

石炭鉱山保安臨時措置法案(内閣提出第三一号)

電気用品取締法案(内閣提出第三八八号)(予)

は本委員会に付託された。

九月三十日

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十七号)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出第三〇号)

石炭鉱山保安臨時措置法案(内閣提出第三一号)

電気用品取締法案(内閣提出第三八八号)(予)

は本委員会に付託された。

九月三十日

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十七号)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出第三〇号)

石炭鉱山保安臨時措置法案(内閣提出第三一号)

電気用品取締法案(内閣提出第三八八号)(予)

は本委員会に付託された。

九月三十日

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十七号)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出第三〇号)

石炭鉱山保安臨時措置法案(内閣提出第三一号)

電気用品取締法案(内閣提出第三八八号)(予)

は本委員会に付託された。

九月三十日

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十七号)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号)

産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出第三〇号)

産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出第三〇号)

石炭鉱山保安臨時措置法案(内閣提出第三一号)

は石炭対策特別委員会に、付託された。

本日の會議に付した案件

國政調査承認要求に関する件

自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十八号)

通商産業の基本施策に関する説明聴取

經濟綜合計画に関する説明聴取

○早稲田委員長 ただいまより會議を開きます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびは皆様の御推挙によりまして商工常任委員長に就任することになりました。もとより浅学非才の私でございます。皆様方の御支援と御協力により、円満なる議事の運営を期したいと考えております。何とぞ御指導賜らんことをひとえにお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

(拍手)

この際、前委員長であらせられました中川俊思君より發言を求められております。これを許します。中川俊思君。

○中川委員 それでは一言ごあいさつを申し上げます。

顧みしますれば、過去一カ年近くでございましたが、商工委員長を勤めさせていただきまして、諸君の御協力を得て、大過なく職務を果たすことができましたことは、まことに感謝にたえない次第であります。運営上非常に多い点が多々あったと存じますが、私といたしましては最善を尽くしてやりましたのでございまして、かつ委員会に付託されました法案は、皆様方の御協力を得て、この前の三十八国会で全部通過したわけでございます。またまた政防法等の問題がございましたが、本會議に上程するにあたりまして、ああいう状態になったことはまことに遺憾でございます。幸いに、私の先輩である早稲田柳右エ門さんが、今度は練達さんのうの方でもありまして、委員長に就任されましたので、どうか一つ皆様方の御協力を得て、この委員会が前国会と同様にスムーズに進行いたしますよう、特に社会党の諸君にお願い申し上げます。

幸い政府の方におきまして、佐藤通産大臣初め、森、大川両政務次官が控えております。この前は、いろいろな事情上、大臣が出て来ないといふことがあつたのであります。大臣もからだ一つでございまして、予算委員会開会中は、政務次官がぜひ御出席をいた

だいて、一つ政務次官でござんべんを願いたいという、まことに大政務次官に対して相済みぬのでありますが、これは社会党の諸君にこの点も特にお願いをいたしまして、本委員会が前国会同様円満に進行いたしますように、特にお願いを申し上げる次第であります。退任のあいさつにあたって下らぬことを申して、まことに恐縮でございますが、どうか一つあしからず御了承いただきたく存じます。はなはだ無辞でございまして、今日までの御交誼に対して、つつしんでお礼を申し上げる次第であります。

○早稲田委員長 板川正吾君より発言を求められております。これを許します。板川正吾君。

○板川委員 私は委員の同意をいただきました。ただいま中川前委員長が退任をされましたので、一言謝辞を述べたいと思います。

御承知のように、中川委員長は第三十七回国会から三十九国会に至る間、多忙な当商工委員会の委員長として在任をされたのであります。在任中はわれわれの思い出多い輸出入取引法の改正あるいは割賦販売法、石炭関係法案等の数々の法案の審議をいたしました。しかしこの問題の多い輸取法あるいは石炭関係諸法等も、委員長の非常ならぬ細心、精めるところは締めるという審議態度の結果、円満に与野党で一致したのであります。問題の多い法案がこのように円満に与野党で一致したことは、とりもなおさず委員長の人柄によるものと存ずるのであります。今回中川前委員長は海外を視察されて、特に今後の日本の総合エネルギーの問題について

強い関心を持たれ、今後の政治的な活躍が期待されておるときであります。都合によりまして退任されましたことはまことに残念であります。どうか一つ今後とも御奮闘をお願い申し上げます。次第であります。長い間委員長としてまことに御苦労さまでした。簡単でありますが一言述べて謝辞といたします。

○早稲田委員長 この際前例にならしまして国政調査承認に関する件についてお諮りをいたしたいと存じます。今国会におきましても通商産業の基本施策に関する件等につきまして調査を進めて参りたいと存じます。つきましては議長長の承認を得なければなりませんので、調査の事項といたしまして、

- 一、通商産業の基本施策に関する事項
 - 二、経済総合計画に関する事項
 - 三、公益事業に関する事項
 - 四、鉱工業に関する事項
 - 五、商業に関する事項
 - 六、通商に関する事項
 - 七、中小企業に関する事項
 - 八、特許に関する事項
 - 九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
 - 十、工業と一般公益との調整等に関する事項
- 以上十項目。調査の目的といたしましては、日本経済の総合的基本施策の樹立、並びに総合調整のため通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のためとし、調査の方法といたしましては、小委

員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等といたしまして、証人要求をいたすことにいたしました。存じますが、御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。そのように決定いたします。

○早稲田委員長 この際第三十九回国会の初めにあたりまして、まず通商産業大臣より通商産業の基本施策について所信を承りたいと存じます。通商産業大臣佐藤榮作君。

○佐藤國務大臣 去る七月通商産業大臣を拝命いたしました。どうか今後よろしく御指導、御協力のことをお願いいたします。

この機会に所信の一端を表明させていただきます。

わが国経済は、過去三年にわたって大幅な拡張拡大を遂げ、国民生活水準の向上、雇用の改善、産業構造の高度化などに顕著な成果をおさめて参りましたが最近に至りまして、その成長のテンポが政府の想定する以上に急速であるため、国際収支の悪化を招来するに至りました。政府は最近景気の過熱を防止し、国際収支の均衡を回復するため、さきに公定歩合の引き上げを初めとして、所要の施策を講じましたが、最近の情勢にかんがみまして、今般国際収支改善対策を策定いたしました。

他方最近における海外情勢の進展にかんがみ、政府は貿易為替自由化促進計画を策定し、所要の対策の充実をはかりつつ貿易自由化の繰り上げ実施を明らかにいたしました。

当面のわが国経済の課題は、以上の

二方策に示された方針に従って、国際収支の改善と貿易自由化の促進をはかりつつわが国経済の長期にわたる高度成長の実現をはかるべく、万全の努力を傾注することにあるのであります。

最近における国際収支の動向は、年度間では相当の赤字を生ずることが予想されるに至りましたが、このような事態に対処するため、輸出の振興を基本とする積極的対策の充実をはかるとともに、国際収支の逆調は民間設備投資を中心とする内需の強調に基づくものと考えられますので、内需面においても投資、消費の各面にわたって過大な需要の抑制を主眼とした対策を講ずることが必要とされるのであります。

通商産業省としては、以上のような見地から、さきに決定を見た国際収支改善対策の線に沿って、関係各省との協力のもとに輸出の促進をはかるため、輸出振興、税制の改善強化、日本輸出入銀行の資金の充実確保、輸出保険の保険料率の引き下げ等の措置を強力に推進実施するとともに、設備投資の抑制についても、その緊要度を考慮しつつ、各業種の実態に即して強力な行政指導を行なうこととしております。

これらの措置が実効を上げるためには、何よりも国民の理解と協力を得ることが重要であります。私といたしましては、幸いに国民各位の協力のもとに、これらの施策を講ずることにより短期間のうちに国際収支の逆調を克服することができると信じている次第であります。

次に、自由化の促進に関する私の見解を申し述べたいと思います。

自由化の実施にあたりましては自由

化率を来年九月末までに九〇％に引き上げることを目標としてそのテンポを繰り上げることといたしました。この円滑な実施を確保するためには、当面国際収支改善のための対策を強力に推進するとともに、産業構造高度化施策、エネルギー対策、地下資源対策の充実により産業の国際競争力の強化に万全を期したいと考えております。

また、必要以上に外国品が流入する事態を防止することは当面の急務でありますので、政府は率先して国産品を優先的に使用するとともに広く国民各層の支持と協力のもとに国産品愛用についての国民運動を進めていく所存であります。

貿易自由化に関連して特に付言すべきことは、エネルギー対策であります。明年秋と予想されている石油の自由化により、石炭と石油との競合の激化等、エネルギーに關し多くの問題が生ずることが予想されるので、総合エネルギー対策の早急な確立に努めるとともに、特に石炭については、近代化資金の増強、非効率炭鉱の整備の促進、離職者対策の拡充、流通面の合理化等によりその体質改善をはかるほか、石炭問題の総合的な解決に資するため産炭地振興事業団の設立を検討中でありまして、このため政府は、今般石炭対策関係関係会議を設置することといたしました。

なお、この際特に強調したいことは、中小企業の振興であります。政府はわが国経済に占める、中小企業、の、重要性にかんがみ、設備の近代化、組織化の推進、金融の円滑化等の措置を強化し、その施策に遺憾なきを期している次第であります。当面自由化の進

次に、輸出入取引法の一部改正法律案、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正法律案等の石炭関係四法案、電気用品取締法案等の八法案はいずれも前国会で御審議をいただいたものであります。が、これら諸法案はいずれも、わが国経済の当面する諸問題の解決のために緊要とされるものであることにかんがみ、ここに再び本国会に提出し、御審議いただくこととしたのであります。何とぞよろしく御支援と御協力をお願いいたします次第であります。

急を要する合理化投資、中小企業への

おります。消費者物価については、近

ましたので、その調査検討の結果をも取り入れ、より完全な計画として決定したいと考えております。

なお、全国総合開発の促進に関連し

理由である。

關係事業の振興に関する現行制度を
差し当たり、昭和三十七年九月三十
日まで引き続き存続させる必要がある。
これが、この法律案を提出する

三 輸出すべき貨物の価格、品質
意匠その他の事項の改善

四 輸出に關する苦情及び紛争の
処理

五 前各号の事業に附帶する事業
六 前四号に掲げるもののほか、
輸出組合の所屬員の共通の利益
を増進するための施設

第十一條第四項中「当該仕向地に輸
出すべき当該貨物の生産業者又は
販売業者」とを削る。

第十五條第一項中「出資輸出組合以
外の輸出組合」を「非出資輸出組
合」に改める。

第十六條第一項中「出資輸出組合以
外の輸出組合」を「非出資輸出組
合」に改め、同条に次の一項を加
える。

8 第一項の規定により非出資輸出
組合が事業年度中途において出
資輸出組合に移行する場合におけ
る法人税法（昭和二十二年法律第
二十八号）及び地方税法（昭和二
十五年法律第二百二十六号）の適
用については、当該事業年度開始
の日から移行の日までの期間及び
移行の日までの期間及び移行の日
の翌日から当該事業年度の末日ま
での期間をそれぞれ一事業年度と
みなす。

第十七條を次のように改める。
（非出資輸出組合への移行）
第十七條 出資輸出組合は、定款を
変更して、非出資組合に移行する
ことができる。

2 前条第三項から第七項まで並び
中小企業等協同組合法第二十條か
ら第二十二條まで（持分の払戻
し）、第五十六條及び第五十七

第一類第九号 商工委員会議録第一号 昭和三十六年十月三日

条（出資一口の金額の減少）の規
定は、前項の規定による非出資
輸出組合への移行に準用する。こ
の場合において、前条第三項中
「出資の第一回の払込のあつた
日」とあるのは「次条第一項の規
定による非出資輸出組合への移行
に關する定款の変更について第十
九條第一項において準用する中小
企業等協同組合法第五十一條第二
項の認可があつた日」と、「新たに
登記すべきこととなつた事項を登
記しなければならぬ」とあるのは
「登記を要しなかつた事項の
登記を抹消しなければならぬ」と
、同条第六項中「出資の総口数
及び出資の第一回の払込のあつた
ことを証する書面」とあるのは
「次条第二項において準用する
中小企業等協同組合法第五十六條
第二項の規定による公告及び催告
をしたこと並びに異議を述べた債
権者があるときはこれに対し弁済
し若しくは担保を供し又は財産を
信託したことを証する書面」と、
中小企業等協同組合法第二十條第
二項中「脱退した事業年度の終」
とあるのは「非出資輸出組合への
移行の時」と読み替へるものとす
る。

3 第一項の規定による出資輸出組
合が非出資輸出組合に移行する場
合における所得税法（昭和二十二年
法律第二十七号）、法人税法及び
地方税法の規定の適用について
は、当該出資輸出組合は、当該非
出資輸出組合に移行した書におい
て解散したものとなす。

第十九條第一項中「第十九條」の
下に「（第一項第四号を除く。）」
を加え、「第三十五條」を「第三
十五條（第五項を除く。）」、「第三
十五條の二」に「第六十二條」を「第
六十二條を第一項及び第二項に」
、「第六十八條」を「第六十八條第一
項」を「同法第三十一條」とあるの
は「第二十八條中「前条第一項」とあるの
は輸出取引法第十四條第一項」と
第三十一條」に改め、「第六十三
條第三項」の下に、「第九十七條
第三項」を加え、「出資輸出組合
以外の輸出組合」を「非出資輸出
組合」に改め、同条第二項中「第
十條（出資）」を「第十條第一項
から第五項まで（出資）」に改め
「九人」との下に「第十八條第
一項中「脱退すること」ができる」と
あるのは「脱退すること」である
ただし、輸出取引法第十七條第
一項の規定により出資輸出組合が
非出資輸出組合に移行する場合に
おいては、移行の日の前日までに
予告し、その移行の時に脱退する
ことができる」と、第二十條第二
項中「定める」とあるのは「定め
る。ただし、輸出入取引法第十七
條第一項の規定により出資輸出組
合が非出資輸出組合に移行する場
合においては、移行の時にける組
合財産によつて定める」とを加
える。

第十九條の三 削除
第十九條の四第二項を削り、同条
第一項中「輸入組合は」の下に、
「前項に定めるもののほか」を加
え、「当該貨物と同種若しくは類似

の貨物の需要者若しくは販売業者と
輸入するこれらの貨物を、当該貨物
と同種若しくは類似の貨物で輸入す
るもの」に改め、同項を同条第二項
とし、同条に第一項として次の一項
を加える。

輸入組合は、次に掲げる事業を行
うことができる。ただし、組合員に
出資をさせる輸入組合（以下「出資
輸入組合」という。）以外の輸入組
合（以下「非出資組合」という。）
は、第五号の事業を行なうことがで
きない。

一 輸入に關する調査、あつせん
等輸入に關する海外市場の維持
及び開拓

二 輸入すべき貨物の価格、品質
その他の事項の改善

三 輸入に關する苦情及び紛争処理

四 前各号の事業に附帶する事業

五 前四号に掲げるもののほか、
輸入組合の組合の共通の利益を
増進するための施設

第十九條の四第三項中「第一項」を
「前項」に改める。

第十九條の五中「第十九條の三に規
定する者」を「輸入業者」に改める。

第二十一條及び第二十二條中「指定
地域を「特定地域」に改める。第二
十三號第一項を次のように改める。

輸出入組合は、指定地域における
輸入取引及び輸出取引の實質的制限
指定地域との通商に關する政府間の
取極の実施その他これらに準ずる理
由により、当該指定地域を仕向地と
して貨物を輸出するためには当該指
定地域を船積地として貨物を輸入す
ることが必要である場合又は、当該

指定地域を船積地として貨物を輸入
するために当該指定地域を仕向地
として貨物を輸出することが必要で
ある場合であつて当該指定地域を
仕向地として輸出する貨物の輸出
取引と当該指定地域を船積地として
輸入する貨物の輸入取引との關係を
調整しなければ、当該指定地域との
貿易の健全な發展に著しい支障を及
ぼし、国内の關係事業者又は一般消
費者の利益を著しく害し、又は害す
るおそれがある場合において、当該
事由を除去するため必要があるとき
は、通商産業大臣の認可を受けて、定
款で定めるところにより、当該指定
地域を仕向地として輸出する貨物と
当該指定地域を船積地として輸入す
る貨物との種類、価格、数量、品質又
は決済条件の調整に關する事項につ
いて組合員の遵守すべき事項を定め
ることができる。第二十三條第二項
第一号中「前項各号の一に掲げる」を
「前項に定する」に、同項第二号、
第三号及び第五号中「特定地域を」
「指定地域」に改め、同条第三項
を第四項とし、第二項の次に次の一
項を加える。

3 輸出入組合は、第一項に定める
もののほか、次に掲げる事業を行
なうことができる。ただし組合員
に出資をさせる輸出入組合（以下
「出資輸出入組合」という。）以
外の輸出入組合（以下「非出資輸
出入組合」という。）は、第五号
の事業を行なうことができない。

一 輸出及び輸入に關する調査宣
伝、あつせん等輸出及び輸入に
關する海外市場の維持及び開拓

五

二 輸出すべき貨物及び輸入すべき貨物の価格、品質、意匠その他の事項の改善 三 輸出及び輸入に関する苦情及び紛争の処理 四 前各号の事業に附帯する事業 五 前四号に掲げるもののほか輸出入組合の組合員の共通の利益を増進するための施設 第二十五条中「特定地域」を「指定地域」に改める。 第二十七条中「第十四条から第十六条まで、第十八条、第十九条及び第十九条の四第二項」を「及び第十四条から第十九条まで」に改める。 第五章の次に次の一章を加える。 第五章の二 貿易連合 (法人格) 第二十七条の二 貿易連合は、法人とする。 (原則) 第二十七条の三 貿易連合は、次の要件を備えなければならない。 一 貿易連合を構成する者(以下「連合員」という。)の間における輸出入取引又は輸入取引における過度の競争を防止し、あわせて連合員の経済的地位の向上を図ることを目的とすること。 二 連合員の議決権及び選挙権は、平等であること、 (名称) 第二十七条の四 貿易連合は、その名称中に貿易連合という文字を用いなければならない。 2 貿易連合でない者は、その名称中に貿易連合という文字を用いて	はならない。 3 貿易連合の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号)の規定を準用する、 (事業) 第二十七条の五 貿易連合は、貨物の輸出入又は輸入及びこれらに附帯する事業を行なうものとする。 (連合員の資格) 第二十七条の六 連合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて、定款で定めるものとする。 一 輸出業者 二 輸入業者 (出資) 第二十七条の七 連合員は、出資一口以上を有しなければならない。 2 出資一口の金額は、均一でなければならない。 3 一連合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。ただし、連合員の数が三人以下の場合には、この限りでない。 4 連合員の責任は、その出資額を限度とする。 5 連合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて貿易連合に対抗することができない。 (発起人) 第二十七条の八 貿易連合を設立するには、その連合員とならうとする五人以上の輸出業者又は輸入業者が発起人となることを要する。 (設立の認可) 第二十七条の九 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款並びに	業務の方法、事業計画、役員の名及び住所その他必要な事項を記載した書面を通商産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。 2 前項の業務の方法には、貨物の購入及び販売の取引条件及び方法を定めておかなければならない。 3 通商産業大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする貿易連合が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。 一 第二十七条の三各号の要件を備えていること。 二 設立手続並びに定款、業務の方法及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。 三 事業を行なうために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが困難であると認められないこと。 四 国内の関係農林漁業者、関係中小企業者その他の関係事業者その他の関係事業者又は一般消費者の利益を不当に害するおそれがないこと。 五 輸出入取引又は輸入取引に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限するおそれがないこと。 六 その設立が輸出入取引又は輸入取引の秩序の確立に寄与するものであること。 (定款) 第二十七条の十 貿易連合の定款には、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。	一 事業 二 名称 三 事務所の所在地 四 連合員たる資格に関する規定 五 連合員の加入及び脱退に関する規定 六 出資一口の金額及びその払込みの方法 七 出資の総口数 八 経費の分担に関する規定 九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定 十 準備金の額及びその積立ての方法 十一 連合員の権利義務に関する規定 十二 事業の執行に関する規定 十三 役員に関する規定 十四 会議に関する規定 十五 会計に関する規定 十六 公告の方法 2 前項第一号の事業には、貿易連合が輸出し又は輸入する貨物の種類及び仕向地又は船積地を記載しなければならない。 3 第十五条第二項の規定は、貿易連合の定款に準用する。 (定款又は業務の方法の変更) 第二十七条の十一 定款又は業務の方法の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 2 第二十七条の九第三項の規定は、前項の認可に準用する。 (定款又は業務の方法の変更命令) 第二十七条の十二 通商産業大臣は、定款又は業務の方法が第二十七条の九第三項各号に適合するものでなくなつたと認めるとき	は、貿易連合に対し、その変更を命じなければならない。 (競業の禁止) 第二十七条の十三 連合員は、貿易連合の定款で定める輸出入又は輸入に係る貨物と同種の貨物を当該輸出入に係る仕向地と同一の地域を仕向地として輸出し、又は当該輸入に係る船積地と同一の地域を船積地として輸入してはならない。ただし、業務の方法で定めるところにより貿易連合の委託を受けて輸出入し又は輸入する場合は、この限りではない。 (連合員に対する売買義務) 第二十七条の十四 貿易連合は、貿易連合が輸出すべき貨物を連合員以外の者から購入し、又は貿易連合が輸入した貨物を連合員以外の者に販売してはならない。ただし、總會の議決を経た場合は、この限りでない。 (解散) 第二十七条の十五 通商産業大臣は貿易連合が次の各号の一に該当すると認めるときは、その貿易連合の解散を命ずることができる。 一 第二十七条の十二の規定による命令に違反したとき。 二 定款で定める事業以外の事業を行つたとき。 (準用) 第二十七条の十六 中小企業等協同組合法第二条(登記)、第四条第二項(住所)、第十一条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第十九条(第一項第四号を除く。)、第二十条から第二十三条まで(組合員)、第二十七条、
---	--	---	---	--

四項」に改める。

第三十三條第一項中「若しくは第七條の第二項」を、「第七條の第二項若しくは第七條の第三項」に、「又は第十一條第二項」を「若しくは第十一條第二項」に、「第十九條の四第一項」を「第十九條の四第二項」に改め、「団体協約」の下に「又は第二十七條の九第一項若しくは第二十七條の十一第一項の認可を受けて定めた業務の方法」を加え、同項第二号中「（第七條の二三項（第十九條の四第三項において準用する場合を含む。）、第十一條第五項又は第二十三條第三項において準用する場合を含む。第三十五條を除き、以下この章において同じ。）」を「（第七條の二三項（第十九條の四第三項において準用する場合を含む。）、第七條の三第三項、第十一條第五項又は第二十三條第四項において準用する場合を含む。第三十五條第一項を除き、以下この章において同じ。）」若しくは第二十七條の十二」に改め、同條第二項中「又は組合員」を、「組合員」に改め、「団体協約」の下に「又は業務の方法」を加える。

第三十四條第一項中第七條の第二項」の下に、「第七條の三第一項」を加え、「第十九條の四第一項又は第二十三條第一項」を「第十九條の四第二項、第二十三條第一項、第二十七條の九第一項又は第二十七條の十一第一項」に改め、同條第三項中「若しくは第六條第一項若しくは第二項」を、「第六條第一項若しくは第二項若しくは第二十七條の十二」に改め、同條第五項中「第三十一條

第二項」を「第三十一条第三項又は第四項」に改め、「第三十一条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え同条第九項中「第七条の二第一項の認可を受けて締結した協定又は輸出組合」を「第七条の二第一項の認可を受けて締結した協定若しくは輸出業者及び輸入業者が第七条の三第一項の認可を受けて締結した協定若しくは第二十七条の十一第一項若しくは第二十七条の十六において準用する同法第六十三条第三項の認可」に、「第十八条の規定」を「第十八条、第二十七条の十二若しくは第二十七条の十五の規定」に、「又は輸入組合の組合員たる輸入業者」を、「輸入組合の組合員たる輸入業者又は貿易連合」に改める。

くは輸出組合」に、「第十九条の四
第一項」を「第十九条の四第二項」
に改め、「認めるとき」の下に、「
又は貿易連合の発起人若しくは貿易
連合が第二十七条の九第一項若しく
は第二十七条の十一第一項の認可を
受けて定めた業務の方法が、第二十
七条の九第三項第四号若しくは第五
号に適合するものでなくなつたと認
第三十七条中、「第十九条の三」
を削り、「又は第三十一条第二項」
を「又は第三十一条第四項」に、
「(第三十一条第二項において準用す
る場合を含む。)」を「(第三十
一条第三項又は第四項において準用
する場合を含む。)」に改め、「第
三十一条第一項」の下に「若しくは
第二項」を加える。

第三十八條第一項中「第六條第一項（第十一條第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第七條の二第三項（第十九條の四第三項

第三十五条第一項中「若しくは第十九条の四第一項」を、「第十九条の四第二項、第二十七条の九第一項、第二十七条の十一第一項若しくは第二十七条の十六において準用する同法第六十三条第三項」に、「若しくは第十八条（第十九条の六において準用する場合を含む。以下同じ。）」を、「第十八条（第十九条の六において準用する場合を含む。以下この

において準用する場合を含む。）、第十一条第五項又は第二十三条第三項において準用する場合を含む。）」又は第十八条（十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む。）」を「第六條第一項若しくは第二項、第十八條（第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む。第二十七條の十二又は第二十七條の十五」に改める。

項において同じ。）、第二十七条の十二若しくは第二十七条の十五に、「若しくは第十九条第一項」を第三十九条第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第四項」に改める。

「第十九条第一項」に、「第六十三
 条第三項の認可」を「第六十三
 条第三項、第二十七条の九第一項、第
 四十一条中「又は輸出入組合」
 の下に「貿易連合」を加える。

を「輸出入組合又は貿易連合」とし、「若しくは輸出入組合」を「輸出入組合若しくは貿易連合」に改める。第四十一条の二第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第四項」に改める。

第四十二條中「若しくは第二十八
條第二項（第二十九條第二項、第三
十條第三項又は第三十一條第二項に
おいて準用する場合を含む。）の規定
による命令」を、「第二十八條第一項
第二項（第三十一條第三項又は第四
項において準用する場合を含む。）
若しくは第四項（第二十九條第二項
第三十條第三項又は第三十一條第三
項若しくは第四項において準用する
場合を含む。）、第二十九條第一項、
第三十條第一項若しくは第二項（第

三十一條第三項又は第四項において
準用する場合を含む。若しくは第三
十一條第一項若しくは第二項の規定
による命令若しくは処分」に改める。

第四十三條第二号中「第七條の二第三項」の下に「又は第七條の三第三項」を加え、同條第三号中「又は第七條の二第一項」を「第七條の二第一項又は第七條の三第一項」に改める。

第四十四条中「又は輸出入組合」を、「輸出入組合又は貿易連合」に改め、同条第二号中「第十九条の四第一項」を「第十九条の四第二項」に改め、同条第三号中「又は第十一

条第五項」を「若しく第十一條第五項」に、「第二十三條第三項」を「第二十三條第四項」に改め、「第六條

第二項」の下に「又は第二十七条の十二」を加える。

第四十五条第一号中「又は同条第

二項第七條の二第三項(第十九條の四第三項において準用する場合を含む)、第十一條第五項又は第二十三條第三項において準用する場合を含む。を、「同條第二項(第七條の二第三項(第十九條の四第三項において準用する場合を含む)、第七條の三第三項、第十一條第五項又は第二十三條第四項において準用する場合を含む)若しくは同條第三項」に改め、同條第三号中(第十九條の六又は第二十七條において準用する場合を含む。の下に「若しくは第二十七條の十六」を、「第百五條の四」の下に「若しくは第二十八條の二第四項において準用する同法第百五條第二項」を加える。

第四十六条中「又は輸出入組合」を「輸出入組合又は貿易易連合」に改め、「(第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。の下に「又は第二十七条の十六」を加える。

附
則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に存

する出資輸出組合、出資輸入組合又は出資輸出入組合（以下「出資輸出組合等」という。）が、この法律の施行の日から起算して一年以内、この法律による改正後の輸出入取引法（以下「新法」という。）第十七条第一項（十九条の六又は第二十七条において準用する

場合を含む。の規定により非出資輸出組合又は非出資輸出入組合、（以下「非出資輸出入組合等」という。）に移行する場合においては、同条第三項（第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合において、当該移行に際し、当該出資輸出組合等が当該組合の組合員に係る持分の贈与を受けたときは、当該非出資輸出組合等への移行の日を含む事業年度の所得に対する法人税法の規定の適用については、当該贈与を受けた持分の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。

3 前項の贈与をした組合員の当該贈与をした日を含む年又は事業年度の所得の計算については、当該贈与をした持分の価額は、個人にあつては当該持分に係る出資の金額、法人にあつては当該持分に係る帳簿価額による。

4 第一項に規定する場合において、出資輸出組合等が事業年度中途において非出資輸出組合等に移行したときにおける法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該組合の事業年度は、その移行の日に終了し、これに続く事業年度は、その移行の日の翌日から開始するものとする。

5 法人税法第五條第一項第四号及び地方税法第七十二條の五第一項第四号の規定は、第一項に規定する場合における非出資輸出組合等については、当該移行の日の翌日から開始する事業年度分の法人税

及び事業税から適用する。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に貿易連合という文字を用いている者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。

2 新法第二十七條の四第二項の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には適用しない。

(商工組合中央金庫法の一部改正)
第四條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に、「又ハ環境衛生同業組合」を「環境衛生同業組合又ハ貿易連合」に改め、「組合員」の下に「又ハ連合員」を加え、同條第四項中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

第七條第一項に次の一号を加える。

七 貿易連合(直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ三分ノ二以上ガ常時三十人以下ノ従業員ヲ使用スル者ナルモノニ限ル以下同ジ)

第二十七條第一項ただし書中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

第二十八條ノ三を第二十八條ノ四とし、第二十八條の二中「前條第三項」を「第二十八條第三項」に改め、同條を第二十八條ノ三とし、第二十八條に次の一條を加える。

第二十八條ノ二 輸出ニ関シ所屬団体ノ構成員ノ共通ノ利益ヲ増進スル為必要ナル施設ヲ行フ法人(直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ガ主トシテ所屬団体又ハ其ノ直接若ハ間接ノ構成員ナルモノニ限ル)ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ前條第一項第一号乃至第四号ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ所屬団体ト看做ス

第二十九條第一項第三号中「又ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に、同項第四号中「若ハ環境衛生同業組合連合会」を「環境衛生同業組合連合会又ハ貿易連合」に改める。

(所得税法の一部改正)
第五條 所得税法の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に「非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」を加える。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 この法律の施行の際現に存する非出資輸出組合等が、所得税法第四十一條第一項の規定により、この法律の施行の日前に徴収されるべきであった所得税については、なお従前の例による。

第一類第九号 商工委員會議録第一号 昭和三十六年十月三日

(法人税法の一部改正)
第七條 法人税法の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「非出資組合である商工組合及び同連合会」の下に「非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」を加える。

第九條第七項中「輸出組合、輸入組合、輸出組合」を「出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合」に改める。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)
第八條 前條の規定による改正後の法人税法第五條第一項第四号の規定は、この法律の施行の際現に存する非出資輸出組合等についてはこの法律の施行の日以後開始する事業年度分の法人税から適用し、この法律の施行の日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行の日が当該非出資輸出組合等の事業年度の中途であるときは、当該非出資輸出組合等の事業年度は、この法律の施行の日の前日に終了し、これに続く事業年度は、この法律の施行の日から開始するものとする。

(地方税法の一部改正)
第九條 地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一條ただし書中「輸出入取引法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)」を「輸出入取引法の一部を改正する法律

(昭和 年法律第 号)に改める。

理由

最近におけるわが国の貿易の表情に即応して、特定の地域との輸出入取引及び輸入取引の関係を調整する必要がある場合には輸出業者及び輸入業者が輸出入の調整に関する協定を締結することができるとするとともに、貿易連合の制度を設けて輸出入業者又は輸入業者が連合して輸出入取引又は輸入取引を行なうことができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○早稲田委員長 まず趣旨の説明を聴取いたします。通商産業大臣佐藤栄作君。

○佐藤國務大臣 輸出入取引法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

現行輸出入取引法は、昭和二十七年九月輸出入取引法として施行され、その後昭和二十八年八月輸出入取引法に改正されさらにその後二回の改正を経て今日に至っております。その間輸出入取引法は、輸出入取引における秩序の確立についての基本法として多大の役割を果たして参つてきたのであります。しかしながら、最近における本法の運用状況にかんがみまると、一部重要な点につきまして改正の必要が出て参りましたので、この改正案を提案した次第であります。

次に改正の主要点につきまして御説明いたします。

第一は、輸出入調整に関する輸出入業者及び輸入業者の協定の規定の新設であります。

あります。従来低関税諸国との貿易においては、外貨資金割当て制度によつて、わが国の商品の輸出を容易にしていた例が少なくないのであります。貿易の自由化の進展に伴ひ政府においてかかる措置をとることは次第に不可能となりつて参ります。今後は貿易業者間の自主的な話し合いによりこれら低関税諸国との貿易の維持拡大をはかることが必要でありますので、輸出入の調整に関する輸出入業者及び輸入業者の協定に関する規定を設けることといたしました。

第二は、貿易連合の制度の創設であります。中小の貿易商社が連合して貿易取引を行なうということは、貿易取引の確立という観点からも、また、中小貿易商社の健全な発展のためにも必要でありましたが、現行法令における諸制度をもつてしては所期の目的を達成することが困難と考えられますので、今回連合して貿易取引を行なう貿易業者の社団に、貿易連合という名のもとに新たに法人格を賦与し、その助長をはかることとし、所要の規定を設けることといたしました。

右のほか、今回の改正案におきましては、輸入組合の設立を容易にするにと、輸出組合、輸入組合等の事業内容を明確にし、非出資組合を非課税法人にすること等若干の改正を行うこととしております。

なお、本改正案は、前国会に提出いたしました改正案につきまして、衆議院商工委員会の御審議の経過にかんがみ、輸出貨物の国内取引に関する生産業者等の協定に対する政府規制の規定及び輸入貨物の国内取引における購

入に関する事項についての需要者等の協定の規定の二規定に関連する部分を削除しましたものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることといたします。



○早稲田委員長 通産政務次官よりごあいさつを申し上げたいとのことで発言を求めておられますので、これを許します。森清君。

○森(清) 政府委員 ごあいさつが提案理由の説明のあとになりました。まことに恐縮に存じますが、私このたび通産省の政務次官に就任いたしました森清でございます。もとより浅学非才でございますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○早稲田委員長 大川光三君

○大川政府委員 私参議院議員の大川光三でございます。

去る七月、はからずも通産産業政務次官に任じられました。もとより通産行政につきましては全くしろうとでございしますが、今後大いに研さん、努力を重ねまして、その職責を果たしたいと存じております。

何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどを切にお願い申し上げます。(拍手)
○早稲田委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもってお知らせすることといたします。

これにて散会いたします。

午前十一時十三分散会